

名古屋市会 2月定例会 (3月4日)

リコール問題めぐる発言で減税市議に猛省決議

【江上議員】知事リコール運動の中心人物の一人だった河村市長には政治的責任がある

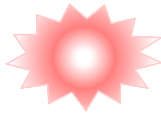
昨日の名古屋市議会では、本会議で具体的な根拠を示すことなく、「侮辱もしくは名誉毀損になりかねない」と発言した減税日本ナゴヤの大村光子議員に対し、「猛省と発言の撤回を求める決議」を賛成多数で採択しました。田口一登議員が賛成討論に立ちました。

市長がリコール運動の中心にいたのは事実

大村議員の発言は、2月25日の本会議での日本共産党の江上ひろゆき議員の議案質疑に対して行われたものです。江上議員は、選挙管理委員会による大村知事リコール署名簿の調査に関する補正予算の専決処分についての質疑の中で、「市長は、応援団どころか中心人物であることがはっきりした」などと河村市長を批判しました。これは、河村市長がリコール運動の中心人物の一人であることを指摘したものであって、河村市長が署名の偽造に加担したかのような発言はしていません。ところが、大村議員は、「あたかも市長が署名の偽造に加担したかのような趣旨の発言は、市長の政治姿勢に対し、侮辱、もしくは名誉毀損になりかねない発言」だとして、議長に議事録の精査を求めたのです。

名誉毀損になる発言はなかった

この発言をめぐって、その後の総務環境委員会が混乱。議案の質疑が進まなくなったので、3月1日、大村議員を参考人として同委員会に招致し、発言の真意をただし



【大村議員】市長に対する侮辱もしくは名誉毀損になりかねない

ました。大村議員は、江上議員の発言のどの部分に「あたかも市長が署名の偽造に加担したかのような趣旨の発言」があったのか問われても、何ら示すことができず、「江上議員の発言の全体を通じて感じた」と繰り返すばかりでした。



議会での自由闊達な議論を擁護する決議

発言全体が市長に対する「侮辱もしくは名誉毀損になりかねない」とされれば、名古屋市議会が、リコール運動への河村市長の関与や不正署名問題での河村市長の政治的責任を問うことなどできなくなります。大村議員の発言は、「自由闊達な議論を行うべき議会に対する重大な侵害行為」です。

市長に付度するのではなく真相解明に力を

減税ナゴヤの団長が決議に対する反対討論で、「決議は言論の封殺になる」と述べましたが、田口議員は、「議会における言論の自由を封殺するものでは断じてない。自由闊達な議論を擁護するものだ」と反論。そのうえで、減税ナゴヤに対して、「市長の胸中を付度することばかりに腐心するのでなく、本市会が全会一致で可決した真相究明決議を踏まえて、今回の前代未聞の事態の解明に力を尽くすことこそ、二元代表制における議会の責務である」と真相解明に力を尽くすことを求めました。

本会議において、具体的な根拠を示すことなく、侮辱もしくは名誉毀損になりかねないと発言した大村光子議員に対し、猛省と発言の撤回を求める決議

名古屋市会は、このたびの愛知県知事解職請求の署名簿に多数の不正署名が存在することが明らかになったことを受け、本年2月18日に「愛知県知事解職請求に係る不正署名問題について真相究明を徹底して行うことを求める決議」を全会一致により可決した。

そのような中、大村光子議員は、2月25日の本会議で行われた質疑の中に「河村市長が署名の偽造に加担したかのような、河村市長が中心人物であることが明らかになった」との発言があり、その発言は、市長の政治姿勢に対し、侮辱もしくは名誉毀損になりかねないものであると述べた。

しかしながら、当該質疑の内容は、愛知県選挙管理委員会からの依頼に基づき、本市の選挙管理委員会が実施した署名簿の調査に係る補正予算について、その事務執行の在り方をたずすとともに、河村たかし市長が署名収集の中心人物であったことを根拠を示して指摘したものであり、河村たかし市長が署名の偽造に加担した、あるいは、その中心人物であったというようなものではなかった。

それにもかかわらず、大村光子議員は、本会議という公開の場において、具体的な根拠を示すことなく、当該質疑を行った議員が問題のある発言をしたかのような指摘を行った上で、侮辱もしくは名誉毀損になりかねないと述べた。このような発言は、当該質疑を行った議員の名誉を傷つけるものであると同時に、今後行われる議案質疑及び市政に関する質問の際の議員の発言を議員自ら封殺することにつながりかねない。

実際に大村光子議員の発言により、発言をちゅうちょせざるを得ない状況となり、議案質疑に入ることができなかった総務環境委員会は、同議員を参考人として招致し、本会議での発言について説明を求めた。ところが、同議員は、謝罪の言葉を述べないどころか、侮辱や名誉毀損になりかねないと判断した根拠を問われると、全体を通してそう感じたなどと曖昧な発言を繰り返すことに終始し、釈明の機会が十分与えられたにもかかわらず、同議員から、正常な議案質疑を行うことが困難な状況を解消しようとする意思を感じることはできなかった。

言うまでもなく、議会と市長は、二元代表制に基づき、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政運営を行うべきものとされており、議会は、市長等の事務の執行について監視及び評価を行う役割を担っている。その役割を果たす上で、本会議や委員会での質疑・質問は非常に重要なものであって、大村光子議員の発言は、議員として果たすべき役割を自ら放棄するものであると同時に、自由闊達な議論を行うべき議会に対する重大な侵害行為であり、真相究明を徹底して行うことを求めるとしたさきの決議の内容に照らしても、断じて許すことはできない。

よって、名古屋市会は、大村光子議員に対し、議案質疑に多大なる混乱を招いたことに対する責任を重く受け止め、猛省と発言の撤回を強く求めるものである。

以上、決議する。